

意見提出手続

令和6年12月15日

市 民 の 皆 様 へ

旭川市長 今津 寛介

「（仮称）旭川市工場立地法準則条例（素案）」に対する意見等の募集について

工場立地法は、工業地帯を中心とした公害問題が深刻化した昭和49年に工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようになります。国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的として施行され、一定規模以上の工場（特定工場）について新增設を行う際の生産施設や緑地・環境施設の敷地面積に対する割合等の基準が定められています。

その後、環境規制法体系の整備や環境負荷を低減する技術の進歩によって工場立地を巡る環境は大きく変化し、工場立地法が地域の実情に沿った緑地整備や公害防止技術の進歩等に十分対応していない、老朽化工場の建替えの支障となっている等の指摘が各方面からなされ、平成24年からは国が定める基準に代えて、地域の実情に沿った市独自の基準を適用できる地域準則条例の制定が可能になり、これまで多くの自治体が地域準則条例を制定しております。

こうした状況から、企業が敷地を有効活用し、事業活動しやすい環境の整備を進め、設備投資の促進と生産性の向上、さらには新規立地の促進を図るために、本市においても地域準則条例を制定しようとするものです。

つきましては、（仮称）旭川市工場立地法準則条例（素案）に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

令和6年12月15日（日）～ 令和7年1月22日（水）

2 意見募集のテーマ

「（仮称）旭川市工場立地法準則条例（素案）」に対する意見、提言など

3 意見の提出先とお問合せ先

〒070-8525

旭川市7条通10丁目 第二庁舎2階

旭川市 経済部 企業立地課

電話：（0166）25-9172 FAX：（0166）26-7093

電子メール：kigyoritchi@city.asahikawa.lg.jp

4 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。（使用できる言語は原則として日本語のみとします。）

- (1) 郵送又は持参
- (2) ファクシミリ送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
 - * 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。
- (4) 電子申請
 - * 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。
- (5) その他
 - 各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函いただくこともできます。（各支所は出張所、各公民館は分館を除きます。）
 - * 投函に当たっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りの上ホチキス留めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）
- (イ) 意見提出者の区分は「意見書」を御覧ください。
- (ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称は「（仮称）旭川市工場立地法準則条例（素案）」と記載してください。

5 意見提出手続の結果について

提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表します。公表に関する書類は、企業立地課、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館で配布する予定です。

また、本市ホームページ（<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>）でもお知らせします。

お寄せいただいた御意見は、公表します。（氏名・住所等の個人情報は除きます。）

〈様式第2号〉

意見提出手續「意見書」

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

住 所

氏 名

電話番号 () —

法人その他の団体にあっては、名称、事務所
・事業所の所在地と代表者の氏名

施策の案の名称

(仮称) 旭川市工場立地法準則条例 (素案)

(意見記入欄)

【注意事項】

- ※ 匿名の意見、本施策と無関係な意見、賛否のみの意見は、回答・公表・計上の対象とはいたしません。
- ※ 個別に要望等がある場合は、意見提出手続とは別に担当課又は広報広聴課にお寄せください。

【意見提出者の区分】

1から5までのうち、該当するもの一つを丸で囲み、()内に必要事項を記入してください。

- 1 市内に住所がある方
- 2 市内に事務所・事業所がある個人・法人・その他の団体
事務所・事業所の名称
所在地
- 3 市内にある事務所・事業所に勤務している方
勤務先の名称
所在地
- 4 市内にある学校に在学している方
学校の名称
所在地
- 5 意見提出手続に関する事案に利害関係がある方
(利害関係の内容)

)

個別回答の要否

要 不要

※個別の回答を希望する方は、「要」にチェックを記入してください。

* 意見記入欄として別紙を添付することができます。

※ 備考 この様式により難い場合は、この様式に準ずる別の様式を用いることができます。



(仮称) 旭川市工場立地法準則条例（素案）について

ASAHIKAWA
CITY

1. 条例制定の目的

この条例は、工場立地法に規定される工場敷地内の土地利用の制限を緩和することで、立地企業の積極的な設備投資を促進し、生産性の向上を図るとともに、新たな企業が立地しやすい環境を整備することにより、本市の産業振興と安定した雇用の維持・創出を図ることを目的とします。

2. 工場立地法の概要

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようになりますことで、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的として昭和 49 年に施行され、一定規模以上の工場（特定工場）について新增設を行う際の生産施設や緑地・環境施設の敷地面積に対する割合等の基準が定められています。

（1）特定工場

業種： 製造業、電気・ガス・熱供給業（水力・地熱・太陽光発電所は除く）
規模： 敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積 3,000 m²以上

（2）主な規制内容（現行）

区 域	市内全域（一律）
緑地※1 面積率	20%以上
環境施設※2 面積率 (緑地を含む)	25%以上
重複緑地※3 算入率 (緑地面積に算入できる重複緑地の割合)	25%以下

※ 1 「緑地」 … 芝生、樹木、花壇などで緑化した土地や建物屋上など

※ 2 「環境施設」 … 緑地のほか、噴水、広場、運動場、太陽光パネルなど

※ 3 「重複緑地」 … 屋上庭園、壁面緑化、緑化駐車場など

工場立地法施行（昭和 49 年）以前に立地している工場（既存工場）については、
経過措置があります。

3. 条例制定の背景と旭川市における特定工場の現状

(1) 条例制定の背景

工業地帯を中心とした公害問題が深刻化し、工場立地法が施行された昭和 49 年以降、環境規制法体系の整備や環境負荷を低減する技術の進歩、企業の環境に対する意識の高まりによって公害問題は大幅に改善され、工場立地を巡る環境は大きく変化しました。

他方、工場立地法による緑地面積率等の規制が、地域の実情に沿った緑地整備や公害防止技術の進歩等に十分対応していない、老朽化工場の建替えの支障となっている等の指摘が各方面から行われていました。

このような指摘を踏まえ、順次規制の適正化が図られ、平成 24 年には国が定める範囲内で地域の実情に応じた緑地面積率等を市が条例により定めることができるようになり、これまで多くの自治体が緑地面積率等の緩和を実施してきました。

旭川市においても、複数の企業から緑地面積率等の相談や意見がなされているところであり、企業が敷地を有効活用し、事業活動しやすい環境の整備を進め、設備投資の促進と生産性の向上、さらには新規立地の促進を図るため、旭川市準則条例を制定し、緑地面積率等の緩和を実施するものです。

(2) 特定工場の現状

昭和 49 年に工場立地法が施行されて以降、旭川市に特定工場として届出があり現在も操業している工場は、令和 6 年 11 月末現在で 41 件あり、各区域に以下のとおり立地しています。

特定工場の用途地域別立地状況

区域	用途地域	特定工場	全特定工場に	占める割合
			うち既存工場	
第一種区域	住居・商業	0	0	-
第二種区域	準工業	2	2	5 %
第三種区域	工業・工業専用	27	12	66%
第四種区域	市街化調整区域等	12	2	29%
合計		41	16	100%

現在、操業している 41 件の特定工場のうち、66%にあたる 27 件が工業地域及び工業専用地域に立地しており、29%にあたる 12 件が市街化調整区域及び都市計画区域外に立地しています。

また、既存工場は全体の 39%にあたる 16 件が該当します。

なお、令和 5 年度版旭川市統計書において、市内の事業所数は 14,016 あり、製造業及び電気・ガス・熱供給・水道業は 681 事業所（全体の 4.9%）そのうち、特定工場は 41 工場であり、全事業所対比では約 0.3%となります。

4. 他自治体の状況

(1) 全国の状況 (経済産業省：2023年4月「工場立地法規制の運用状況調査結果」より)

全国1,741市町村のうち、707市町村(41%)において地域準則条例を制定しています。このうち、緑地面積率を5%以下に定めている市町村は、554市町村(78%)です。

(2) 道内の状況

令和6年11月現在、道内では16自治体(芦別市、網走市、恵庭市、江別市、釧路市、千歳市、名寄市、函館市、北斗市、室蘭市、紋別市、音更町、白糠町、広尾町、芽室町、湧別町)が、緑地面積等の緩和を行う準則条例を制定しています。

5. (仮称) 旭川市工場立地法準則条例(素案)の概要

市内の特定工場の立地状況、他自治体の地域準則条例制定状況を踏まえ、準工業地域、工業・工業専用地域、市街化調整区域及び都市計画区域外の区域について、以下のとおり緑地面積率等を緩和します。

	区分	国の準則 (現行)	国の許容 する範囲	旭川市の基準(案)
環境施設面積率 (うち緑地面積率)	第一種区域 (住居・商業地域)	25%以上 (20%以上)	25~35%以上 (20~30%以上)	25%以上 (20%以上)
	第二種区域 (準工業地域)		15~30%以上 (10~25%以上)	15%以上 (10%以上)
	第三種区域 (工業・工業専用 地域)		10~25%以上 (5~20%以上)	10%以上 (5%以上)
	第四種区域 (用途の定めのない地 域(市街化調整区域, 都市計画区域外))		10~25%以上 (5~20%以上)	10%以上 (5%以上)
重複緑地算入率	市全域	25%以下	50%以下	50%以下

本市の面積は74,766haであり、現在の市内の特定工場の敷地面積の合計は約207haで市全体の面積の約0.3%です。さらに特定工場の緑地面積の合計は約35haであり、市全体の面積の0.05%となるため、今回の条例制定による影響は極めて限定的なものとなります。

また、旭川市の耕地面積と林野面積の合計は53,448ha(市全体の面積の71%)でありますので、特定工場の緑地面積率等を緩和したとしても環境保全を図りながら工場立地を行うことができると言えています。